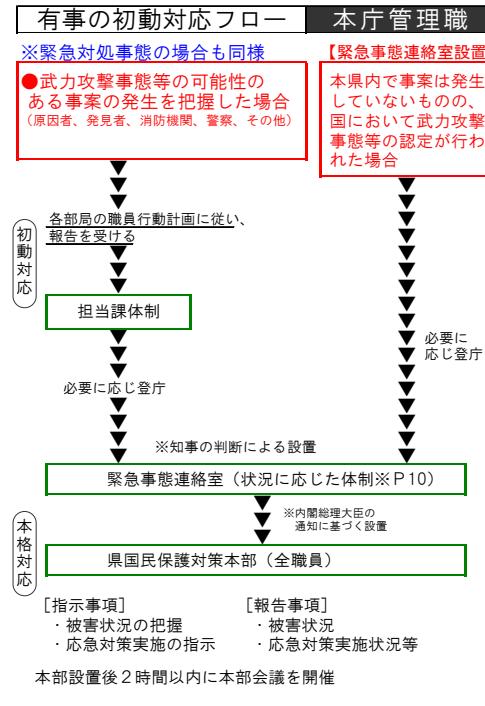
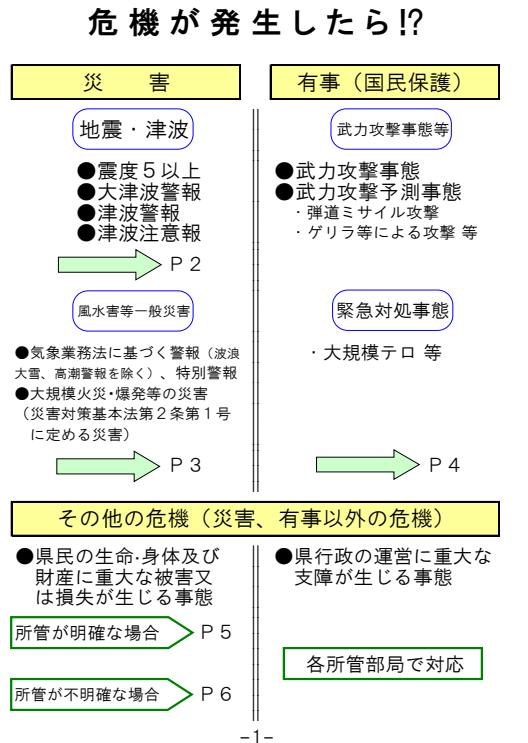


# 本庁管理職 危機発生時の職員行動基準

愛媛県(H27.5.1)



-4-



-1-

## 災害発生時初動対応フロー 本庁管理職

### 1. 地震・津波発生時

#### 【災害警戒本部設置】

- 震度5
- 津波警報
- 津波注意報が発表され被害発生

#### 【災害対策本部設置】

- 震度6弱以上
- 大津波警報

各部局の職員参集・配備計画に従い、報告を受ける

直ちに登庁

必要に応じ登庁

各対策部、各課(室)の所掌事務に関する防災対策を総括指揮、災害対策本部統括司令部(災害警戒本部災害警戒室)へ報告

〔指示事項〕  
 -被害状況の把握  
 -応急対策実施の指示

〔報告事項〕  
 -被害状況  
 -応急対策実施状況等

本部設置後2時間以内に本部会議を開催

-2-

### 2. 風水害等一般災害発生時

- 氣象業務法に基づく「警報」の発表(波浪、大雪、高潮警報を除く)
- 大規模火災・爆発等の災害が発生した場合(災対法第2条第1号に定める災害)(P12)

- 氣象業務法に基づく「特別警報」の発表

【災害警戒本部設置】

▽

【防災局及び関係課対応】

▽

又は【災害警戒本部設置】

▽

【災害対策本部設置】

▽

被災状況に応じて、各課(室)等を通じ、報告を受ける

▽

(被害が大きい場合)知事判断※P9

▽

各対策部、各課(室)の所掌事務に関する防災対策を総括指揮、災害対策本部統括司令部(災害警戒本部災害警戒室)へ報告

〔指示事項〕

・被害状況の把握

・被害状況

・応急対策実施の指示

〔報告事項〕

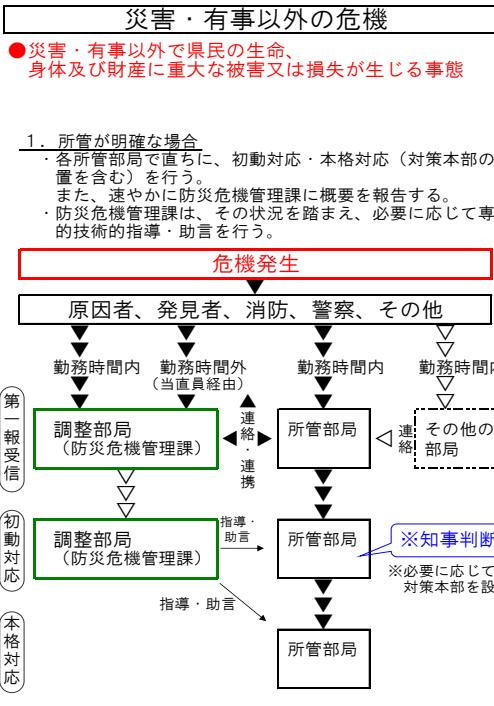
・被害状況

・応急対策実施状況等

本部設置後2時間以内に本部会議を開催

-3-

MEMO



-5-

-6-

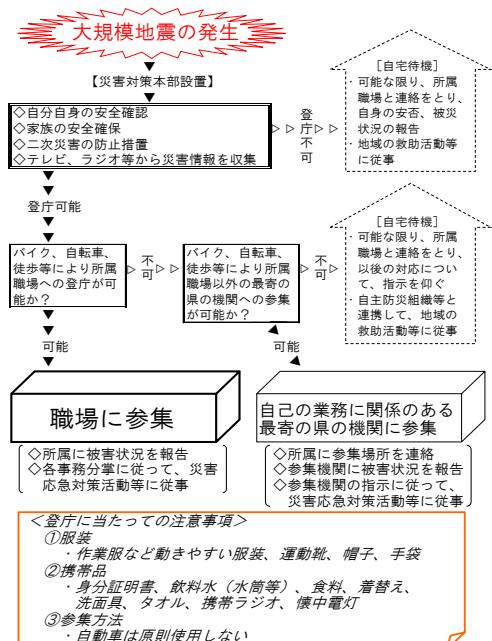
## 地震発生時の配備体制

配備区分	警戒体制	災害警戒本部設置
設置基準	<p>①県内で最大震度4の揺れが発生したとき          ②県内沿岸に津波注意報が発表されたとき</p>	<p>①県内で最大震度5弱の揺れが発生したとき          ②県内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき          ③県内沿岸に津波警報が発表されたとき          ④その他知事が必要と判断するとき</p>
知事	・なし	・必要に応じ登庁
特別職	・なし	・必要に応じ登庁
管理職	・なし	・必要に応じ登庁
参集基準	<p>・県民環境部防災局職員          ・地方局総務課県民課職員          ・関係課職員          ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）</p>	<p>・災害応急対策を実施するために必要な人員          ○防災局の該当職員          ○各対策部連絡員及びその他必要な人員（各対策部判断）          ○関係地方局総務課県民課（室）の該当職員          ○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員（各対策部判断）          ・あらかじめ指名されている緊急配備要員（各地方局5名）</p>
一般職員		

-7-

# 大規模地震発生時の職員参集フロー

【勤務時間外に南海地震などの大規模地震が発生した場合】



-11-

## 風水害等一般災害発生時の配備体制

配備区分	災害警戒本部設置	災害対策本部設置
設置基準	<p>①県内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき (波浪、大雪、高潮警報を除く)</p> <p>②その他知事が必要と判断するとき</p>	<p>①県内に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき</p> <p>②相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき</p> <p>③その他知事が必要と判断するとき</p>
知事	・必要に応じ登庁	・直ちに登庁
特別職	・必要に応じ登庁	・直ちに登庁
管理職	・必要に応じ登庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部に所属する管理職は、直ちに登庁</li> <li>・それ以外の管理職は、必要に応じ登庁</li> </ul>
参考基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期の情報収集活動を実施するために必要な人員           <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災局の該当職員</li> <li>○各対策部連絡員及びその他必要な人員 (各対策部判断)</li> <li>○関係地方局総務課(室)の該当職員</li> <li>○関係地方局各対策班連絡員及びその他必要な人員(各対策班判断)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員</li> </ul>
一般職員		

-9-

## 危機発生時の連絡窓口

(①、②には課(室)長、係長等の連絡先を記入してください。

報告先	電話番号
①	自宅
	携帯電話
②	自宅
	携帯電話
③災害警戒本部 災害対策本部 国民保護対策本部 緊急対処事態対策本部  ( 市 民 災 害 防 災 局 環 境 部 總 務 縣 局 )	県本部
	089(912)2335
	089(912)2315
	089(943)6865
	089(933)2934
	東予地方本部
	0897(56)1300 (内線213)
	0897(56)3731
	今治支部
	0898(23)2500 (内線300)
	0898(32)3732
	中予地方本部
	089(941)1111 (内線310)
	南予地方本部
	0895(22)5211 (内線207)
	八幡浜支部
	0894(22)4111 (内線207)
	0894(24)6271

防災危機管理課当直用電話番号 089(941)2160

-13-

## 武力攻撃災害時等の配備体制とその基準

種類	配備区分	配備基準	配備体制	配備要員等
武力攻撃事態等 事態認定剤	担当課体制	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制（事務局判断）	①防災局の職員及び各部局連絡員 ②あらかじめ指名された地方庁総務省・民課（室）の職員（3名）
緊急対処事態	緊急事態連絡室体制	県の全部局での対応が必要な場合	事態の状況に応じた体制（その都度知事が判断）	概ね1/3の職員（地方局及び支局にあっては、地方本部構成する職員を含む。）が直ちに参集のうえ、知事の判断により配備職員の拡充等を行ふ。
緊急対処事態	緊急事態連絡室体制	国から国民保護対策本部設置の通知がない場合		八幡浜支局は1/3の参集職員に、税務室長、保健統括監、企画課長、健康増進課長、安全衛生課課長、環境保全課課長、八幡浜土木事務所長、管理課長を含む。
事態認定後	国民保護対策本部体制	国から国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	武力攻撃事態等に対し、県の全力をあげて国民保護措置を実施する体制	全職員が直ちに参集

※特別職は、災害対策本部長（知事）を補佐するが、本部長が事故や不在時等の非常時には、副知事（本部長があらかじめ定めた順）、知事補佐官、教育長、公営企業管理者の順で代行。

-10-

## MEMO